

訪問看護ステーションあじさい 運営規程

(事業の目的)

第1条 本運営規程は、社会医療法人健生会が開設する訪問看護ステーションあじさい(以下「ステーション」という)が行う介護保険法、健康保険法及び高齢者医療確保法に規定される指定訪問看護事業及び介護保険法に規定される指定介護予防訪問看護事業(以下「訪問看護等」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師その他の職員(以下「看護師等」という)が、介護保険法における要介護状態または要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にあるものであって、かかりつけの医師(以下「主治医」という)が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等(以下「利用者」という)に対し、適切な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 : 訪問看護ステーションあじさい
- (2) 所 在 地 : 奈良県大和郡山市新町305-92

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管 理 者 : 看護師若しくは保健師 (常勤) 1名
管理者は、ステーションの従業員の管理及び訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 : 保健師または看護師 2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護等の提供にあたる。
- (3) 事務職員 : 1名 (非常勤)
必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 : 通常月曜日から土曜日までとする。
祝日・年末年始(12月30日～1月3日)は休業
- (2) 営業時間 : 午前9時から午後5時までとする。(ただし、土は午前9時から午後1時)
- 2 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 食事および排泄等日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他医師の指示による医療処置 等 |

(通常の業務を実施する地域)

第7条 ステーションが通常業務を行う地域は、大和郡山市・生駒郡安堵町とする。

(利用料等)

第8条 訪問看護等を提供した場合の利用料は、次のとおりとし、利用者から支払いを受けるものとする。

- 2 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。
- 3 健康保険及び高齢者医療確保法による訪問看護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準(診療報酬)によるものとし、各法に定める負担分の額とする。
- 4 その他の利用料は、次に定める額とする。
 - (1) 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合、前条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する、なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり50円とする。
 - (2) 健康保険及び高齢者医療確保法による訪問看護を提供した場合の交通費は、1回につき300円とする。
 - (2) 希望により死後の処置の処置を行った場合は、実費 1万円とする。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るために研修の機会を次のとおりも受けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3カ月以内
- (2) 継続研修 年 3回
- 2 ステーションは、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で初期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 ステーションは、必要な記録・帳簿を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の終了日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人健生会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和 7年 5月 1日から施行する。